

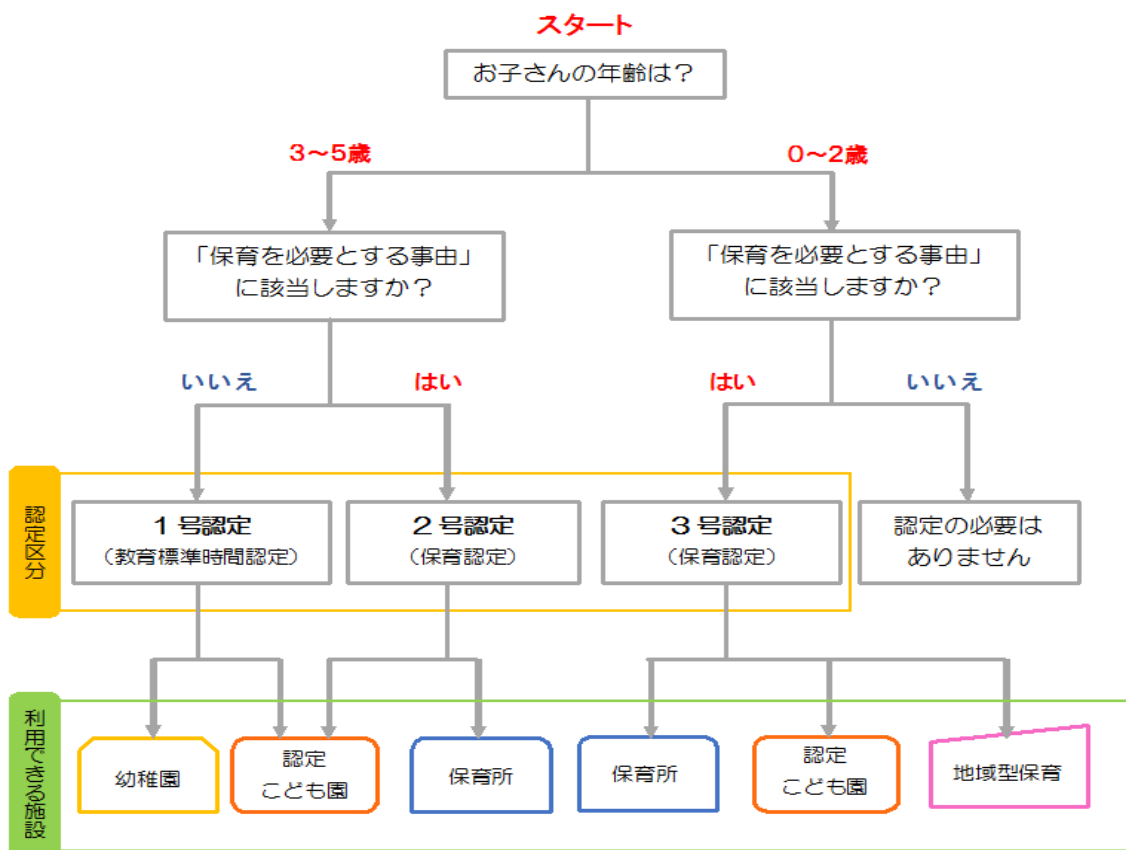
## 8. 教育・保育を受けさせたい

平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上を進めることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

これに伴い、教育・保育施設の利用を希望する場合は、利用申し込みの際に併せて、利用のための認定を受けていただきます。

3つの区分の認定に応じて、利用できる施設が決まります。

### あなたの認定区分は？利用できる施設は？



共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合は？ ➡ 共働きでも幼稚園での教育を希望される場合は、**1号認定**を受けることになります。

認定区分	対 象	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由があり、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由があり、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 小規模保育事業所

## 保育を必要とする事由とは？

保護者が次のいずれかに該当することが必要です。

- 1ヶ月あたり**64時間**以上の就労  
(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
- 妊娠、出産(産前8週の月初日から産後8週の月末日まで)
- 疾病、障がい
- 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む。入所後2ヶ月以内)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待や配偶者等からの暴力(DV)のおそれがあること
- 育児休業取得中で、休業前から既に保育施設を利用して  
いる子どもの継続利用が必要であること(1年以内)
- その他、上記に類する状態と市長が認める場合

「かまいし教育・保育  
施設ガイドブック」を  
ご活用ください！

教育・保育施設への入所手  
続きや市内施設の特徴や情  
報を掲載しています。  
入所をご検討の際などに、  
ぜひご覧ください。

市ホームページ



## 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

保育標準時間	最長11時間(フルタイム就労を想定した利用時間)
保育短時間*	最長8時間(パートタイム就労を想定した利用時間)

※ 保護者のいずれかが育児休業中、またはか月の就労時間が120時間未満の場合は「保育短時間」となります。

## 申込み方法

- ① 1号認定(幼稚園及びこども園の幼稚園部分)を希望する場合 ⇒ **直接園へ**
- ② 2・3号認定(保育所・小規模保育事業所及びこども園の保育部分)を希望する場合 ⇒ **市子ども課へ**

<②の必要書類> 教育・保育給付認定申請書、保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)、世帯全員分のマイナンバーカードまたは通知カード、提出に来る方の身分証明書

## 保育料(利用者負担額)

- 認定区分に応じて、保育料が異なります。
- 保育料は保護者の住民税所得課税額により決定します。  
4~8月分までは前年度、9月分以降は当該年度の課税状況を基に算定します。  
保育料表は、市ホームページに掲載しています。
- 令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。  
対象は、3歳以上児及び非課税世帯の0~2歳児です。  
(0~2歳児の課税世帯は従来通りの保育料がかかります。)
- 市の独自施策によって、年齢にかかわらず、世帯が監護している第2子以降の保育料を無償化しています。
- 在園児の中で2番目以降のお子さんの副食費を無償化しています。  
※ 3号認定のお子さんは、保育料に副食費が含まれています。



## ■認定こども園・保育所・小規模保育事業所・幼稚園 子ども課(Tel22-5121)

### ○ 認定こども園とは？

教育・保育を一体的に行っており、幼稚園と保育所の両方の側面を併せ持っている施設です。

### ○ 認可保育所とは？

保育を必要とする事由に該当し、家庭において十分に子どもを保育できない場合に、家庭に代わって保育を行う施設です。

### ○ 小規模保育事業所とは？

保育を必要とする事由に該当する0歳から2歳児までの子どもを対象として、家庭環境に近い環境で保育を行う施設です。

### ○ 幼稚園とは？

満3歳から5歳児までの子どもを対象として、義務教育及びその後の教育の基礎を培う教育を行う施設です。保育を必要とする事由に該当するかは問いません。

園名・住所・電話	利用定員	受入月齢	保育時間 (延長保育時間を含む)		一時預かり
<b>認定こども園 (1・2・3号認定)</b>					
かまいしこども園 天神町5-13 ☎27-8273	1号25人 2・3号80人	生後3ヶ月～	1号平日 2・3号平日 2・3号土曜日	7:00～19:00 7:00～19:00 7:00～18:00	○
甲東こども園 野田町4-6-8 ☎23-7290	1号45人 2・3号110人	生後3ヶ月～	1号平日 2・3号平日 2・3号土曜日	7:00～19:00 7:00～19:00 7:30～18:30	○
平田こども園 大字平田4-10-2 ☎26-5353	1号15人 2・3号78人	生後2ヶ月～	1号平日 2・3号平日 2・3号土曜日	7:00～18:00 6:00～19:00 7:00～18:00	○
正福寺幼稚園 甲子町10-8-4 ☎23-6885	1号30人 2号30人	満3歳児～ (1・2号認定)	1号平日 2号平日 2号土曜日	7:30～18:30 7:30～18:30 7:30～18:30	
市立上中島こども園 上中島町3-5-17 ☎23-7967	1号15人 2・3号85人	生後8週～	1号平日 2・3号平日 2・3号土曜日	7:30～18:00 7:30～19:00 7:30～18:00	



園名・住所・電話	利用定員	受入月齢	保育時間 (延長保育時間を含む)	一時 預かり
<b>保育所（2・3号認定）</b>				
中妻子供の家保育園 中妻町1-13-22 ☎23-5550	70人	生後2ヶ月～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	○
釜石神愛幼児学園(※) 上中島町4-2-20 ☎23-1553	50人	生後6ヶ月～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	
小佐野保育園 小佐野町3-4-10 ☎23-5530	60人	生後2ヶ月～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	
鵜住居保育園(※) 鵜住居町3-10 ☎28-2510	70人	生後2ヶ月～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	○
ピッコロ子ども倶楽部 桜木園 桜木町1-5-18 ☎55-5531	70人	生後2ヶ月～	平日 6:00～19:00 土曜日 6:00～19:00	○
<b>小規模保育事業所（3号認定）</b>				
ベビーホーム・虹 小佐野町3-2-244 ☎27-7115	12人	生後3ヶ月～	平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～18:30	
虹の家 中妻町1-16-10 高橋ビル1F ☎55-5257	12人	生後3ヶ月～	平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～18:30	
スクルドエンジェル 保育園かまいし園 甲子町9-12-1 ☎55-6217	19人	生後3ヶ月～	平日 7:15～19:15 土曜日 7:15～19:15	
きらきら保育園 定内町2-11-15 ☎27-5231	12人	生後3ヶ月～	平日 7:00～18:30 土曜日 7:00～18:00	○

※ 病児保育を行っています。(病児保育(体調不良児対応型)とは、お子さんが保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合、看護師などが保護者のお迎えまで看護を行うものです。)

園名・住所・電話	利用定員	受入月齢	保育時間 (延長保育時間を含む)	一時 預かり
<b>幼稚園（1号認定）</b>				
市立鵜住居幼稚園 鵜住居町13-103-1 ☎28-1733	85人	3歳児～	平日 7:30～18:00	

### ○ 各施設のホームページ

かまいしこども園	甲東こども園	平田こども園	正福寺幼稚園
			
中妻子供の家 保育園	釜石神愛幼児学園	小佐野保育園	鵜住居保育園
			
ピッコロ子ども 倶楽部桜木園	ベビーホーム・虹、 虹の家	スクルド エンジェル保育園 かまいし園	きらきら保育園
			

### 《事業所内保育所》

施設名・住所・電話	定員	保育年齢	保育時間
のぞみ保育園 定内町4-7-1 独立行政法人国立病院機構釜石病院内 ☎21-5211	15人	生後2ヶ月～	8:00～18:15

## ■ 子ども・子育て支援情報公表システム 子ども課(Tel.22-5121)

「市内にある保育施設の情報をさらに知りたい」、「自宅近くの保育施設を調べたい」という場合には、子ども・子育て支援情報システム「ここdeサーチ」をご利用ください。近隣の教育・保育施設の検索のほか、どのようなサービスを行っているか、在園している児童の人数などの情報が掲載されています。

詳しくはこちら→



## ■ 保育型児童館

子ども課 (Tel.22-5121)

保育型児童館は、3・4・5歳児を対象とし、遊びを通して健康を増進し、児童の健全育成を推進しています。

施設名	所在地	利用料	電話番号
栗林児童館	栗林町8-51	市の独自事業によって月額保育料は無料です。延長保育料・特別保育利用料は、	28-2849
唐丹児童館	唐丹町字小白浜314	市に申請し、認定を受けた世帯に限り無料です。	55-3022

- 保育時間:月～金 8:30～15:00 ※延長保育あり  
春・夏・冬休み期間中の特別保育（別途、児童館への利用申請が必要です）  
月～金 8:30～15:00 ※延長保育あり
- 閉館日:土、日、祝日、お盆、年末年始

令和5年4月から休止中です。  
(お問い合わせは、市子ども課まで)

